

最低制限価格の算定基準について

測量、建設コンサルタント等業務委託における最低制限価格の算定基準については以下のとおりです。

対象業務

工事契約課で入札・契約を行う、測量業務、地質調査業務、土木設計業務、建築設計業務、設備設計業務、補償関係コンサルタント業務、現場技術業務、その他コンサルタント業務

最低制限基準額の算定内容

【最低制限基準額】

1 測量業務

直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 48 %

2 地質調査業務

直接調査費 + 間接調査費 × 90 % + 解析等調査業務費 × 80 % + 諸経費 × 48 %

3 土木設計業務

直接原価（直接測量費 + 測量調査費 + 直接人件費 + 直接経費） + 諸経費 × 48 % + その他原価 × 90 % + 一般管理費等 × 48 %

4 建築設計業務

直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60 % + 諸経費 × 60 %

5 設備設計業務

直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60 % + 諸経費 × 60 %

6 補償関係コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費等 × 45 %

7 現場技術業務

直接人件費 + 直接経費 + 技術経費 × 60 % + 諸経費 × 60 %

8 上記1から7に該当しないもの

予定価格 × 3 / 4

【最低制限基準額の上限及び下限】 予定価格の60 % ~ 85 %

最低制限基準額は、各業務費（直接原価、諸経費等）の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

上記の式に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

最低制限価格は、上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。